

瀬尾観音三滝キャンプ場使用料

※薩摩川内市下甕キャンプ場条例（平成１６年条例第２７３号）より抜粋

別表（第１５条関係）

区分	使用料
バンガロー（５人用）	１棟当たり１泊につき ４，４００円
バンガロー（８人用）	１棟当たり１泊につき ４，４００円
エアコン	１時間につき １００円
持込みテント	１人当たり１泊につき ２００円
テント台座	１基当たり１泊につき ５７０円
温水シャワー	１回につき １００円

備考 使用時間の１時間未満は、１時間とみなす。

【使用料の減免について】

※薩摩川内市下甕キャンプ場条例施行規則（平成１６年規則第２２９号）より抜粋

（使用料の減免等）

第７条 条例第１６条の規定による使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、エアコン及び温水シャワーの使用料は、この限りでない。

（１） 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条に規定する精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成７年厚生省令第３３号）に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書若しくは保健手当証書の交付を受けている者が入所又は通所する福祉施設又は市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校若しくは義務教育学校の主催する活動又は教育課程に基づく学習活動において、当該施設の入所者又は児童等が使用する場合 使用料の５割の額を減額

（２） 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める場合 市長が相当と認める額を減額又は免除